

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第159号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成26年12月23日 14時40分ごろ
発生場所	大阪府岬町深日港 深日港西防波堤灯台から真方位303° 2,030m付近 (概位 北緯34° 19.81′ 東経135° 07.37′)
事故等調査の経過	平成26年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 黒潮丸、16トン
船舶番号、船舶所有者等	273-8146大阪、有限会社泉佐野マリンライフ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 網を吊すための海面に設置したロープ等及び網に切損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、遊漁客14人を乗せ、大阪府泉佐野市佐野漁港を出航し、和歌山県和歌山市沖ノ島の西端を船首目標として南西進中、平成26年12月23日14時40分ごろ突然に停止した。</p> <p>船長は、船尾方の海中に網を認めたので、定置網に接触したと思い、機関を後進にかけて本船の移動を試みたが、動かなかったため、航行を諦め、海上保安庁に通報を行うとともに船舶所有会社へ事故の発生を電話連絡した。</p> <p>船長は、海上保安庁から連絡を受けた定置網所有者の応援を受け、同所有者の船舶に遊漁客全員及び他の乗組員と共に乗り移り、深日港へ運んでもらった。</p> <p>本船は、翌日、定置網所有者等によってプロペラ翼に絡んだ網及びロープが切断され、巡視艇の伴走を受けながら僚船にえい航されて佐野漁港に着いたのち、造船所に上架されて網及びロープが取り除かれた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮流 微弱な南西流</p> <p>太陽の方位角及び高度：真方位約219° 及び約20°</p>
その他の事項	船長は、ふだんからGPSプロッターを起動し、航跡を表示した状態で使用していたが、視界が良いときは、GPSプロッターに頼らず、目視によって航行していた。

	<p>本船は、船長の操船場所から前方に見張りの妨げとなる構造物はなく、航行中、船首浮上は生じなかった。</p> <p>船長は、本事故後、GPSプロッターの画面を見てふだんより約100m東方に寄って航行していたことを知った。</p> <p>船長は、岬町沖を航行中、太陽が海面に反射して船首方がまぶしく、定置網設置場所を示す浮き等の漁具が見えなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、岬町沖を沖ノ島の西端に向けて南西進中、船長が、太陽が海面に反射して船首方がまぶしい状況下、見張りを適切に行っていなかったことから、深日港に設置された定置網の浮き等に気付かず、同定置網に接触し、定置網が損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、岬町沖を沖ノ島の西端に向けて南西進中、船長が、太陽が海面に反射して船首方がまぶしい状況下、見張りを適切に行っていなかったため、深日港に設置された定置網の浮き等に気付かず、同定置網に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視による見張りに加え、レーダー及びGPSプロッターによって船位を確認し、現在地を把握すること。 ・ 太陽の海面反射により船首方がまぶしく、見えにくい状況に遭遇した場合は、浮流物や航行に支障となるものを早期に発見できるよう、サングラスを掛けるなどした上に減速すること。